⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記⑶の再認定を受けた者を除く。

⑸　平成７年４月１日以降に元請として自ら製作・据付し、完成・引渡しが完了した次に掲げる同種工事の施工実績を有すること。なお、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１者が同種工事の施工実績を有すること。また、共同企業体としての施工実績は出資比率が20%以上のものに限る。

また、元請けとして自ら製作・据付とは、その設備の主要装置・機器について自ら設計・製作し、設備機能全体を保証することである。また、設備の一部単体装置・機器として使用する製品で、一体設備として必要となるシステムの設計を自社で行い、製作仕様等を示し他社に外注する製品（委託生産品・ＯＥＭ生産品）については、自社製品として扱う。

同種工事とは、ダム取水設備のうち、直線多重ゲート、直線多段ゲート、円形多段ゲート、多孔式斜樋ゲート、多孔式取水塔、複式取水、ヒンジ式取水設備のゲート製作据付工事とし、工事規模はいずれも導水管口径φ600㎜以上とする。

また、当該実績が各地方農政局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評価点合計が入札説明書に示す点数未満のものは、施工実績として認めないものとする。

⑹　保守管理体制　工事完成、引渡し後においても会社組織（同系列会社のサービス組織含む）に、設備、製品に対する保守サービス体制が、迅速に対応できる範囲に整備されていること。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。

また、配置予定技術者については、必ずしも一人の技術者である必要はなく、工場製作・現場据付時で別の技術者を配置しても差し支えないものとする。また配置技術者の専任制については、工場製作時は専任制を義務付けず、現場据付時は専任制を義務付ける。

なお、工場製作担当者は現場据付時における担当技術者として従事すること。ただし、常駐する必要はない。

①　配置予定技術者の資格（現場据付）

ア　監理技術者（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者）　１級国家資格者又は建設業法第15条第２号で定めている者のうち１級国家資格者と同等以上の資格を有する者であること。

イ　主任技術者　１級国家資格者又は建設業法第７条第２号で定めている者のうち１級国家資格者と同等以上の資格を有する者であること。

②　工場製作については、資格は問わない。

③　平成７年４月１日以降に元請として自ら製作・据付し、完成・引渡しが完了した、上記２の⑸に掲げる同種工事の施工経験を有する者であること。

なお、工場製作については、一元的な管理体制（ＩＳＯ9000ｓ等認証取得業者又は工場総括責任者の品質管理証明書の添付等）のもとで行われる場合は、工場製作に係わる経験は問わない。

④　共同企業体の場合の配置すべき技術者は、構成員の１社以上が監理技術者、その他の構成員は主任技術者とする。

⑻　技術提案が適正であること。技術提案の提出にあたっては、入札説明書に示す全ての条件を満足する内容であること。この技術提案が適正と認められない場合で標準案に基づいて施工する意志がある場合、また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、入札説明書に示す様式により標準案に基づいて施工する意志を記載し提出すること。

⑼　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札時までの期間に、九州農政局長から九州農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成15年９月１日付け15九総第412号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾　農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価方式に関する事項

⑴　評価項目

①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

②　技術提案及び施工計画

③　ヒアリング

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を50点とする。

②　「加算点（技術提案及び施工計画）」の算出方法は、上記３の⑴の評価項目（技術提案及び施工計画）について評価した結果、得られた「評価点数」が入札参加者の「評価点数の合計値」のうち最も高い者に40点、その他の者は「評価点数の合計値」に応じ按分して求められる点数を与える。また、「加算点（ヒアリング）」については技術提案等をもとにヒアリングを行い、ヒアリング結果に応じて、得られた「評価点数」を加算点として与える。

③　「施工体制評価点」の算出方法は、技術資料の内容に応じ、上記３の⑴評価項目①施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評価を行い、施工体制評価点を与える。

④　価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価落札方式は、入札参加者の「標準点」と「施工体制評価点」、「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（{標準点＋施工体制評価点＋加算点}／入札価格、以下「評価値」という。）により行う。

⑤　施工体制評価点の評価結果が低いものに対しては、「加算点」についても減じる措置を行う。

⑶　落札者の決定方法

①　入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。

なお、落札の条件は、次のとおりとする。

ア　入札価格が、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

イ　技術提案及び施工計画が発注者の予定している最低限の要求要件を下回らないこと。また、「評価値」が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回らないこと。ただし、落札者となるべき者の「評価値」によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者かつ適切な「評価値」と考えられる入札をした者のうちから、「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。

②　上記①において、評価値の最も高い者が２者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

③　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行う。

⑷　実施上の留意事項及び評価内容の担保

①　技術提案等についてはヒアリングを実施する。なお、ヒアリングの日時・場所等必要事項は別途通知する。（詳細は入札説明書による。）

②　実際の施工に関しては、技術提案等に記載された内容により施工するものとし、工事完了後に履行状況について検査を行う。請負者の責により、技術提案等に記載された施工が遵守出来ない場合には、以下の取扱いを行う。（詳細は入札説明書による。）

ア　工事成績評定点の減点措置

イ　違約金の徴収